

トンネルじん肺根絶第7陣訴訟 年内の和解成立をめざす

10月3日、札幌地裁で「トンネルじん肺根絶第7陣北海道訴訟」の第8回口頭弁論が開かれました。この日は追加提訴原告の竹内貞雄さんと弁護団の渡辺達生弁護士が意見陳述しました。竹内さんはトンネル現場の粉じんの実態や、仕事をやめて地元に戻ったあとも体のあちこちの具合が悪かったがやっとじん肺の労災認定を受けたことを述べました。そして「令和4年にじん肺の診断書が出て治療をおこなうようになり、体力をつけようと毎日の散歩を日課にした。はじめのころはゆっくりだが1時間程度はあるけていたけれど、いまはすぐに息が切れて休み休み歩いても30分も歩けなくなった」「病院で知り合ったトンネルで働いてじん肺になった先輩がどんどん症状が悪化していくの見て憂鬱になり、真剣に考えないようにしている」と苦しみを訴えました。渡辺弁護士は、裁判所が9月中に第1次認定を出したことに感謝するとともに、いくつかの職歴認定について意見を述べました。

布施雄士裁判長は「第2次提訴原告4人については11月末を目標に第2次認定を出して、次期日の12月26日での和解成立をめざす」考えを示しました。

JR北海道からの報告と説明受け、意見交換

「線区別収支と利用状況」「アクションプランの取組状況」

9月5日にJR北海道から「2023年度第1四半期の線区別収支とご利用状況」の報告と「アクションプランの取組状況」の説明があり、建交労北海道鉄道本部からは竹田委員長と最上書記長が参加し意見交換がおこなわれました。新型コロナウイルスの感染法上の位置づけが5類に移行され利用が大きく回復したこと、インバウンド需要の利用促進に取り組み、空港アクセスの利用増加をはじめ大部分の線区において対前年度で営業収益が増加し営業損失も縮小されていました。新型コロナウイルス感染前の対2019年度では、営業収益・輸送密度ともに9割程度の回復状況となっており、札幌圏4線区の状況は線路の修繕や電気料金の高騰によって動力費が増加される中で営業損失は1300万円の拡大と報告がありました。修繕費用や電気料金の値上げ率を勘案すると間違いなく営業損失は縮小されています。これについて、その結果を社員の努力と奮闘による成果と評価して社員の士気が高まる報告内容となるように指摘し、「わかば」など社内報で第1四半期報告をおこなう際にはこの点を留意した掲載になるよう強く求めました。

アクションプランの報告では8線区で沿線自治体や住民とともにイベントや利用拡大につながる取り組みが展開されて、子供たちがJRと触れ合う企画もおこなわれており、この間の意見交換の中で建交労が求めてきた「次世代の利用促進にむけた種まき」が実践されていました。今後のアクションプランを進める中での課題として、放射線処理水の海洋投棄によって中国が日本からの水産品輸入を全面的に停止している状況から、ホタテ貝をはじめ漁業者や水産加工業者を守り消費拡大につながる地産地消のイベントを各自治体とともに企画することや、道から無償提供されている「ハマナス」や「ラベンダー」車両で臨時列車を仕立てて札幌から人を運び、多くの関係者に希望を与える取り組みを提案して、この日の意見交換を終えました。

《お詫び》闘争速報の編集作業の都合で掲載が遅れました